

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和3年6月11日

大分県知事 広瀬 勝貞 殿

提出者

住 所 大分県杵築市熊野1-111

氏 名 大分キャノンマテリアル株式会社

代表取締役社長 堅志 英之

電話番号 0978-64-2111 (代表)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	大分キャノンマテリアル株式会社 杵築事業所
事業場の所在地	大分県杵築市熊野1-111
計画期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	業務用機械器具製造業
② 事業の規模	非公開
③ 従業員数	296名 (令和3年3月末時点)
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	引火性廃油 ⇒ 混 合 ⇒ 有価物売却

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙1のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状

【前年度（令和2年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
排出量	18.582t	

(これまでに実施した取組)

- ・「環境改善分科会」運営による排出量の削減
(新しい削減活動アイデアを随時募集し、実施する)
- ・社員に対する廃棄物教育による意識レベルの向上
(適宜内容を見直し、実施する)
- ・製造工程、設備運用見直しによる排出量の削減
- ・有価物化による産業廃棄物の排出量削減

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
排出量	11.375 t	

(今後実施する予定の取組)

- ・「環境改善分科会」運営による排出量の削減
(新しい削減活動アイデアを随時募集し、実施する)
- ・社員に対する廃棄物教育による意識レベルの向上
(適宜内容を見直し、実施する)
- ・製造工程、設備運用見直しによる排出量の削減
- ・有価物化による産業廃棄物の排出量削減

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

- ・種類ごとの個別室内保管

②計画

(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

- ・産業廃棄物の種類は現状と変わらない見込み
- ・新規種類が発生する場合は、都度分別ボックス・表示設置予定

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0.000 t	0.000 t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0.000 t	0.000 t
	(今後実施する予定の取組) 特になし		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0.000 t	0.000 t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0.000 t	0.000 t
(これまでに実施した取組) 特になし			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0.000 t	0.000 t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0.000 t	0.000 t
(今後実施する予定の取組) 特になし			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0.000 t	0.000 t
	(これまでに実施した取組) ※埋立処分は実施しない		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0.000 t	0.000 t
	(今後実施する予定の取組) ※埋立処分は実施しない		

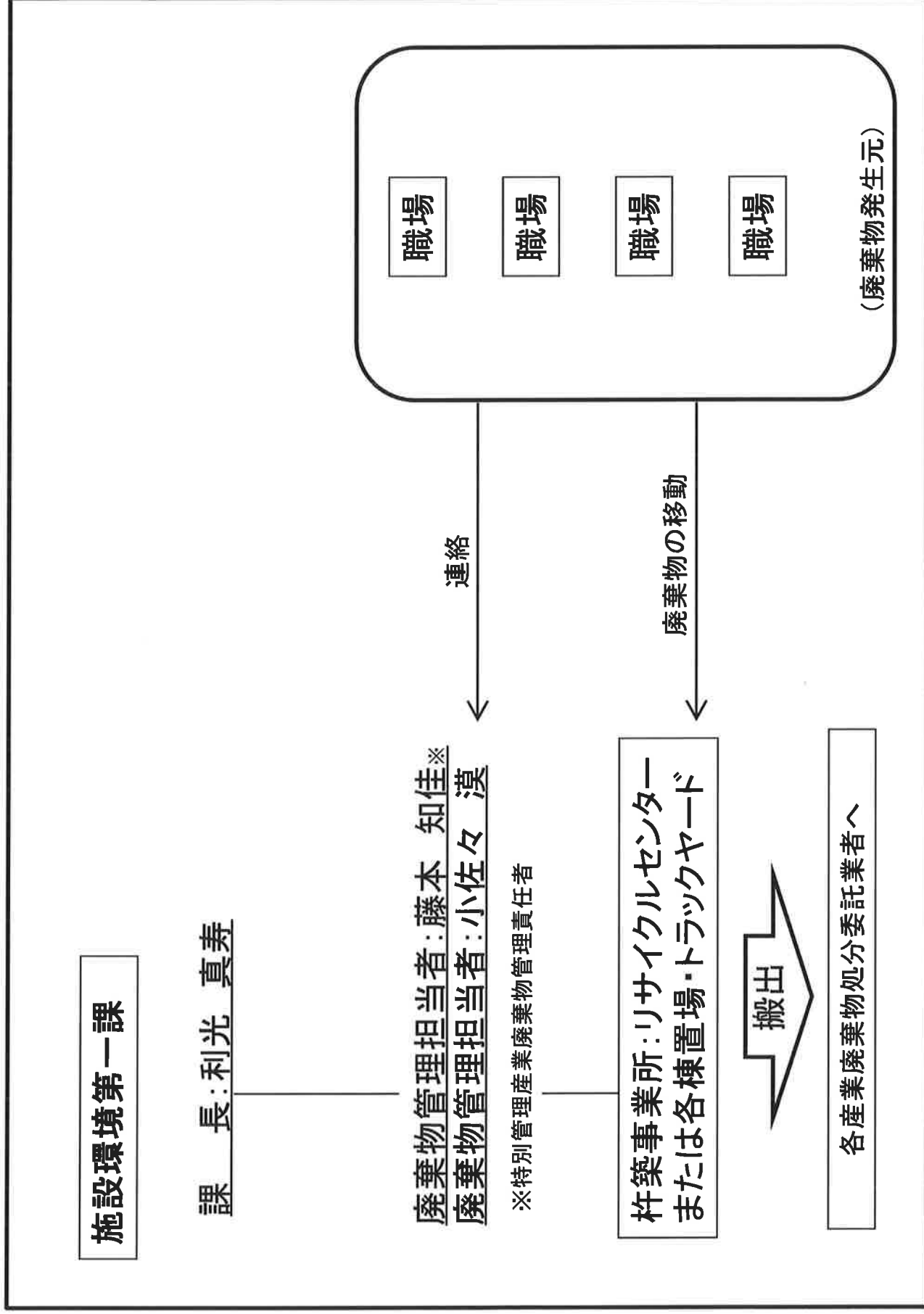
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
	全処理委託量	18.582 t	
	優良認定処理業者への処理委託量	18.582 t	
	再生利用業者への処理委託量	0.000 t	
	認定熱回収業者への処理委託量	0.000 t	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.000 t	
	(これまでに実施した取組) <ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての産業廃棄物は再資源化し、埋立処分は行わない ・ キヤノングループ基準に則って処理業者を厳格に選定し、廃棄物の適正処理を委託する ・ 定期的に業者巡視を行い、廃棄物の適正処理実施を確認する 		

②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油
	全処理委託量	11.375 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	11.375 t
	再生利用業者への 処理委託量	0.000 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0.000 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0.000 t
(今後実施する予定の取組) ・全ての産業廃棄物は再資源化し、埋立処分は行わない ・キャノングループ基準に則って処理業者を厳格に選定し、 廃棄物の適正処理を委託する ・定期的に業者巡視を行い、廃棄物の適正処理実施を確認する		
※事務処理欄		

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

別紙2



備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。